

武石町 2 丁目町内会館使用および管理規約

(名称・所有)

第 1 条 この会館は、武石町 2 丁目町内会館（以下「会館」という）と称する。

2 この会館は、武石町 2 丁目町内会が所有する。

(目的)

第 2 条 この会館は、主として町内会構成員の相互連絡、情報交換と親睦および研修などの集会、その他地域的行事に使用するほか、公益的、文化的および社会的に有意義な催し会合等に貸与するものとする。

2 この会館は、町内会、防災会、老人会、子供会の事務所とすることができる。

(使用の手続き)

第 3 条 会館を使用する者は、別に定める「武石町 2 丁目会館使用細則」に従い手続きをする。

(使用の禁止)

第 4 条 公の秩序または風俗を害する恐れのあるとき、政治的活動、宗教的活動、営利を目的とするとき、その他町内会館の管理運営に支障をきたす恐れのあるときは、使用を禁止する。

(管理運営)

第 5 条 会館の使用および管理運営を円滑に行い、もって町内会構成員の利便と福祉向上に資するため、町内会役員が管理運営にあたる。

2 管理責任者（以下「責任者」という）は町内会長とし、責任者は会員の中から運営管理者（以下「管理者」という）を任命し、役員会の承認を得る。

3 責任者は必要に応じ、管理者から管理運営状況の報告を求めることができる。

(管理者の任務)

第 6 条 管理者の任務は、次の通りとする。

1 会館の使用および管理運営に関すること。

2 管理者は役員会の求めに応じ、管理運営状況を報告する。

(会計)

第 7 条 会館の運営に係る会計は武石町 2 丁目町内会規約の「資産及び会計」の中で管理する。

(使用料)

第 8 条 町内会および町内会に準ずる団体の会館利用は無料とする。他の団体の使用料については別に定める。

(清掃)

第 9 条 会館の清掃は原則として毎月 1 回（原則第 1 日曜日）町内会役員が交替で行う。

(改正)

第 10 条 この規約は役員会の協議により、変更することができる。

(その他)

第 11 条 この規約は平成 23 年 1 2 月 1 日から施行する。